



外資規制

タイ進出を新たに検討する企業だけでなく、進出済みの企業にとっても、タイでのビジネスにおけるもっと重要なルールの一つが外資規制です。タイで自社が実施する事業は何か、その事業は外資規制をクリアできるのか、それによってタイ子会社の資本戦略や組織構造も大きく変わってきます。

本連載では、外資規制の基礎から応用までをご説明します。

Vol 1 外資規制の基本的な考え方

タイの外資規制の概要

タイの外資規制は、商務省が所管する「仏歴2542年(西暦1999年)外国人事業法」という法律で定められています。名前の通り99年に公布され、翌2000年から施行されている同法は、これまで20年以上もの間、何度も改正の議論はあったものの、現在まで改正されずに至ります。

ただし、後でご紹介するように、内容については後から公布された複数の省令(下位規則)で補完されています。また解釈についても、企業等からの照会に対する回答という形で、商務省のウェブサイト上でこれまでの事例が多数公開されています。毎月数件ずつ追加され、既に800ページを超える膨大な資料です。

外国人事業法は、日系企業を含む外資企業にとっては、タイにおいて民商法典(会社法)や労働者保護法(労働法)と並ぶ重要な法律です。一方で、個人的な経験から言えば、例えばタイの大学でビジネス法の講義を聴講しても、その中で外国人事業法について触れられることは、ほとんどありません。

また、外国人事業法について解説するタイ語の法律書も、他の主要な法律に比べると非常に限られています。タイ人にとって、外国人事業法とは、外資企業や外国企業に対して適用される特別の法律であって、一般的ローカル企業やタイ人のビジネスにはあまり関係のないものと捉えられているようです。

このためタイ人弁護士でも外国人事業法に意外と詳しくなかったり、タイ人の法務スタッフであってもほとんど知識がなかつ

たり、というような事態がよく発生します。タイの外資規制の内容を一言で言えば、「外資企業は、実施できる事業が限られる」というものです。ここで問題となるのは、「外資企業」とは何か、「実施できる事業(及び実施できない事業)」とは何か、といふ点です。

前者については、外国人事業法にも法律的な説明が詳細にされていますが、極めて簡略化して言えば、「外資比率が50%以上の法人」です。商務省から株主リストを取り寄せてみると、各株主には必ず国籍が記載されていることがあります。外国籍の株主(法人・個人のいずれも)が保有する株式の比率が50%以上であれば、その企業は外資企業であり、50%に達しない場合はタイ資本(内資)企業とみなされます。日系企業で、特にサービス業や飲食業を行なう場合に、日本本社からの出資を49%に抑え、タイ側パートナーから

51%の出資を受けてタイ資本企業とする例が多いのは、このためです(本社の持分を可能な限り増やすために、外資49.9%とする事例も多く見られます)。またタイ資本企業が、さらに別のタイ法人に出資する場合に、その出資分は全てタイ資本とカウントされる(出資割がタイ資本100%であろうが51%であろうが、資本比率に応じて按分されない)点は特徴的です。

外資企業の定義については、比較的ルールが明快、かつ日系企業に広く認知されているものもあります。後でご紹介するタイ資本企業同士の株式持ち合いのような事例を除けば、実務上の問題となることも、それほど多くありません。他方、「実施できる事業(及び実施できない事業)」は、より多くの問題を孕んでいます。本連載では、外資企業が実施できる事業について掘り下げます。

図表1 外国人事業法における「外国人(外資企業)」の定義 仏歴2542年(西暦1999年)

第4条 この法律において、「外国人」とは以下を意味する

- (1) タイ国籍を有さない自然人
- (2) タイ国内で登記していない法人
- (3) タイ国内で登記している法人で、以下の形態のもの
 - (a) 資本である株式の半数以上を(1)もしくは(2)が保有する法人
または(1)もしくは(2)が全資本の半数以上を出資する法人
 - (b) マネージングパートナーまたはマネージャーが(1)である有限パートナーシップまたは登記済み普通パートナーシップ
- (4) タイ国内で登記している法人で、資本である株式の半数以上を(1)もしくは(3)が保有する法人、または(1)もしくは(3)が全資本の半数以上を出資する法人

この定義に資するため、所持人宛てに発行する種類の株券を有する株式会社の株式は、他に省令の定めがある場合を除き、外国人の株式とみなす

注:赤字は三菱UFJリサーチ&コンサルティングによる強調

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

タイ現地法人
MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.



吉田 崇

Head of Consulting Division



池上 一希

Managing Director

図表2 タイにおいて「外資企業」が実施可能な事業

- ① 外資規制の対象ではない事業 「製造」「輸出」など
- ② 条件付きで実施可能な事業 「小売」「卸売」など
- ③ 省令によって実施可能とされたサービス事業… グループ会社向けサービス事業など
- ④ FBCを取得した事業 BOIやIEATから認可を得た事業
- ⑤ FBLを取得した事業 商務省から個別に許可を得た事業



出所:タイ商務省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

す。これには、「製造」「輸出」が該当します。ただし、タイ政府が考える「製造」と、我々日本人が考える「製造」が一致しない可能性に留意する必要があります。

二つ目は、「規制事業リストにおいて、条件付きで外資企業にも実施が認められている事業」です。これには「小売」「卸売」が含まれます。実施においては、条件を正しく理解することが求められます。

三つ目は、「その他サービス業」であります。ながら、省令によって例外が認められている事業です。これにはグループ会社向けサービスが含まれます。実施可能な事業には限りがありますので、詳細は要確認です。

四つ目は、「タイ投資委員会(BOI)や工業団地公社(IEAT)などから認可を得た事業」です。この場合、外資企業として実施可能であることを商務省から認められ、外国人事業証明書(FBC)と呼ばれる書類を取得します。



リスト1(9事業) 特別の理由により、外国人による実施を認めない事業

- リスト2(13事業)
1. 国家の安全もしくは安定に關係する事業(2事業)
 2. 文化、慣習、地場工芸に影響を与える事業(6事業)
 3. 天然資源や環境に影響を与える事業(5事業)

リスト3(21事業) 外国人との事業競争に、まだタイ人の準備ができていない事業

MUFG 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.

Tel: +66(0)92-247-2436 E-mail:kazuki.ikegami@murc.jp(池上)

【事業概要】タイおよび周辺諸国におけるコンサルティング、リサーチ事業等



外資規制

タイ進出を新たに検討する企業だけでなく、進出済みの企業にとっても、タイでのビジネスにおけるもっと重要なルールの一つが外資規制です。タイで自社が実施する事業は何か、その事業は外資規制をクリアできるのか、それによってタイ子会社の資本戦略や組織構造も大きく変わってきます。

本連載では、外資規制の基礎から応用までをご説明します。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

タイ現地法人
MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.



吉田 崇
Head of Consulting Division



池上 一希
Managing Director

Vol 2 外資規制についての違反と罰則

違反は手続き面に集中、実体面が認定されるケースは少ない

外資規制を規定する「外国人事業法」は、タイで事業を行う日系企業にとって、もっとも気を配るべき重要な法律の一つである一方で、違反によって罰則を受けた事例は、あまり耳にしません。しかし商務省の月次レポートによれば、これまでの約20年間で違反が認定された事例は800件超、年平均で40件程度と、相応の件数に達することが分かります。

しかし、近年の違反件数の内訳には明確な偏りが見られます(図表1)。累計で全体の6割を占めるのは40条違反で、これは担当官からの要請があったにもかかわらず書類を提出しなかったものとされています。特に、最近の3年間に限っては、違反認定のほぼ全てが、この40条違反に集中しています(なお、この統計は残念ながら2021年10月分までで公開が停止されています)。

他方、それ以外の違反については、2019年に38条違反(最低資本金の不足)が1件あることを除くと、この3年弱の間に違反認定の事例はなく、大幅な減少傾向にあると言えます。日系企業にとって気になる37条違反(無許可での事業実施)や、36条違反(名義貸し)についても、累計でもそれほど大きな数ではありませんし、近年では事例が見られません。

こうした傾向からは、商務省も決して積

極的に外国人事業法違反を認定したいということではなく、まずは企業に対して説明を求め、問題がある場合には改善を促し、それでも対応されない場合に違反を認定する、という外資企業に配慮した抑制的なスタンスにあると理解することもできます。

ただし件数の多い40条違反は、手続き上の違反ではあるものの、求められた書類を提出しなければ、当局からの不信感を招く可能性も考えられ、痛くもない腹を探られることになりかねません。また、違反件数が多いということは、それだけ書類提出を求められるような事例も多いということです。最近も日系企業で、商務省から外国人事業法に関する照会があり、書類提出と出頭を要請される事例がありました。期限は通知から約2週間と、かなりシビアなものです。商務省からの通知は、当然ながらタイ語でしか届きませんので、日

本人が見落とし、意図せず対応が遅れるようなこともあります。

最近追加された商務省の資料によれば、例えば2020年の1年間で、約300件もの外国人事業法に関する検査を行っており、うち50件程度で何らかの課題が検出されているとのことです。ここでも、やはり大部分は40条(書類提出義務違反)に関係するものとされています。

図表2で紹介するように、40条違反の罰則は大きいものではありませんが、そこから他の違反に伝播すれば、より厳しい罰則も生じます。前回も述べたように、タイ人の法務スタッフによっては外国人事業法に対する理解が十分ではないこともあります。違反認定事例が少ないことに安心せず、特に外資ステータスとなっている企業の場合には、日本人もよく注意しておくことが必要です。

図表1 外国人事業法の違反認定件数

条文	~2018年(注)	2019年	2020年	2021年(1~10月)	違反内容
40条	442	28	48	8	書類提出義務違反
38条	140	1	0	0	最低資本金の不足
39条	85	0	0	0	事業停止/移転の通知義務違反
37条	81	0	0	0	無許可での事業実施
36条	6	0	0	0	名義貸し
19条	3	0	0	0	許可取り消し
合計	757	29	48	8	

(注)2000年3月からの累計 (出所)タイ商務省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

罰則には懲役刑も規定、日本人取締役にとって違反リスクは高い

タイの法律の一般的な特徴として、違反に対する罰金の額はそれほど大きくなきものの、規定上は懲役刑が設けられていることが多い、ということがあります。特に外国人事業法は、制定から20年ほど経過している法律で、この間に改正等もされていませんので、こうした特徴が顕著に表れています。

図表1で紹介した6種類の違反類型について、それぞれ図表2のような罰則規定が設けられています。

違反認定件数が圧倒的に多い40条違反は、実は5千バーツ以下の罰金と、罰則としては非常に小さいものです。しかし、40条違反に問われるということは、外国人事業許可書(FBL)を取得している場合であれば、19条違反(許可取り消し)に発展する可能性も商務省資料には言及されていますので、単に5千バーツ払えば解決するという問題ではありません。FBLを取得していない場合であっても、他条の違反を疑われるリスクを招くことは前述した通りです。

日系企業にとって気になる36条(名義貸し)と37条(無許可での事業実施)は、

違反認定件数こそ少なく、また罰金額としてはそれほど大きくないものの、条文上は懲役刑の可能性が規定されています。この場合、特に取締役として登記されている日本人は、自身が認識していないリスクを負っていることもあります。もちろん直ちに懲役刑につながるというものではありませんし、実際に懲役とされた事例が多いわけでもなく、そもそも違反認定の件数自体も限られるのですが、だからといって蔑ろにできるようなルールではない、ということが読み取れます。

どちらかと言うと名義貸しは意図的に行われるものですが、他方で無許可での

事業実施については、外国人事業法の理解不足から意図せず行ってしまうケースもありますので、次回、詳しく紹介していきます。

なお37条は「外資企業」として事業を行なっている企業に対して適用されるものであるのに対して、36条は表面上「タイ資本企業」として事業を行なっている企業に対して適用されるものである点にも注意が必要です。外国人事業法は、外資ステータスであるかを問わず、タイでビジネスを行なっている全ての日系企業にとって、気付けるべき法律であることに変わりはなさそうです。

図表2 外国人事業法の違反に対する罰則

条文	違反内容	罰則規定
40条	書類提出義務違反	5千バーツ以下の罰金
38条	最低資本金の不足	10~100万バーツの罰金 違反期間1日につき1~5万バーツの罰金
39条	事業停止/移転の通知義務違反	5千バーツ以下の罰金
37条	無許可での事業実施	3年以下の懲役もしくは10~100万バーツの罰金 または併科 裁判所による事業停止
36条	名義貸し	裁判所による事業停止
19条	許可取り消し	許可の一時停止/取り消し

(注)条文の並び順は類型の違反認定件数順(図表1参照)(出所)タイ商務省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

MUFG 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

ASEAN域内拠点を各地からサポート

三菱UFJリサーチ&コンサルティングは、三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)のシンクタンク・コンサルティングファームです。国や地方自治体の政策に関する調査研究・提言、民間企業向けの各種コンサルティング、経営情報サービスの提供、企業人材の育成支援など幅広い事業を展開しています。

MU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.

Tel: +66(0)92-247-2436 E-mail:kazuki.ikegami@murc.jp(池上)



【代表者】 池上一希
【設立】 2018年2月28日
【資本金】 2,000万THB

No. 63 Athenee Tower,
23rd Floor, Room 5, Wireless
Road, Lumpini, Pathumwan,
Bangkok 10330 Thailand

【事業概要】タイおよび周辺諸国におけるコンサルティング・リサーチ事業等

【本特集免責事項】本記事により、貴社とMU Research and Consulting (Thailand) Co., Ltd.の間には何ら委託その他の契約関係が発生するものではなく、弊社が一切法的な義務・責任を負うものではありません。本記事は、弊社が信頼に足ると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、弊社はその正確性、完全性および信頼性を保証するものではありません。また、本資料に記載してある一切の権利について、弊社は責任を負いません。本記事は弊社の著作であり、著作権法により保護されています。弊社の事前の承諾なく本資料の全部もしくは一部を引用または複製、転送等により使用することを禁じます。本件に関してご質問等がございましたら弊社までお問い合わせ下さい。